

元職員による不祥事の発生とお詫びについて

皆様におかれましては日頃、JIIMA に対しまして格段のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて標記の件についてご報告とお詫びを申し上げます。第 55 期の決算確認過程で経理担当元職員(以下「元職員」)による資金の着服が判明致したため、元職員を即日懲戒退職処分といたしました。元職員からは 4 年に渡り約 3000 万円を着服したことを認める「お詫び」と「返済する」との書面が提出されましたが、顧問弁護士の指導により 5 月 16 日損害賠償の民事訴訟を行いました。出来るだけ早く確定判決と同等の強制力のある「裁判上の和解」を得て、強制的な返済義務を負わせ回収を進めます。

再発防止策としては、まず現金出納を事務局で分掌して行い、記帳仕訳は税理士事務所に委託する体制と致しました。また監査体制強化のため外部の公認会計士に監事をお願いする予定でございます。

さらに有識者を中心にした検証委員会を立ち上げ、再発防止策の検証と管理監督責任について答申をお願い致しました。

8 月下旬に改めて臨時総会を開催させて頂き、決算修正と検証委員会の報告、及び民事訴訟の状況について、お諮りさせて頂きます。

皆様には、多大なるご心配をおかけすることを、衷心よりお詫び申し上げます。

平成 28 年 5 月 30 日
公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)
理事長(代表理事) 高橋通彦
専務理事(業務執行理事) 長濱和彰